

## 平戸市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月26日(水) 午前9時30分から午前10時35分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(23人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉
8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	12番 川尻 修治
13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	17番 濱崎 保久
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳
23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	27番 松本 一郎
29番 藤永 和之			

4. 欠席委員(9人)

1番 吉福 弘実	5番 松尾 正幸	11番 松山 矢市	16番 瀧山 博
18番 末吉 清彦	26番 大浦 正巳	28番 福田 延之	30番 西川 靖子
32番 宮田 克幸			

5. 欠員(1人)

6・議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

議案 第 33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 36号 非農地証明願について

議案 第 37号 第7回農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度10月期第7回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さん、おはようございます。本日は、平成28年度第7回10月期総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。いよいよ農作業も後期米の取入れが最終段階に入りましたが、この天候の関係で足踏み状態が続いているようです。何かとご多忙の中であろうと察するわけでございます。

先ほど、黙祷のご案内を申し上げましたが、去る14日、私たち農業委員会の仲間で女性農業委員であります〇〇〇〇さんが、突然の事故によりまして尊い命を落とされたわけでございます。14日は色々と行事が目白押しでございました。局長と私は長崎市で午後からの会議に出席するために、10時に市役所を出発したわけでございます。また、大島の和牛共進会も行われたわけでございます。そして、生月地区の現地調査も14日午前中ということでした。事務局の話を書きますと、〇〇委員は現地調査に出席であったそうです。ギリギリに駆け込みで来られたそうでもあります。その内容につきましては、子牛の出産で遅れましたと、あわてて来られたということを知っております。雄が生まれたと大変喜んで、現地調査にも参加された模様でございます。私たちは14日の会議が終わりましたら、すぐに帰って来たわけではありますが、局長と市役所で別れて、家に帰って一段落している時に事務局から〇〇委員が亡くなったようですと連絡がありました。それは何かの間違いだらう、もう1回確かめてから連絡してくれと話したわけですが、その後、事務局から連絡がありまして、間違いのないようだと聞き、びっくりいたしました。事故の内容を把握してもらうために、平戸消防署生月出張所に電話を入れて確認させてもらいました。そうしましたら、ちょっとした転落事故だということで、大変な事故にあわれたんだなあと思います。〇〇委員におかれましては、平戸市の女性農業委員として、また女性認定農業者を取得されておりますので次期の農業委員の女性農業委員のリーダーとしてがんばっていただきたいと期待感をもっておりました。農業委員として、大変な人材を亡くしました。〇〇委員を亡くした後の農業

委員会への益々のご協力をいただかなければならないと考えております。安らかなご冥福をお祈り申し上げたいと葬儀の際に弔辞を読ませていただき、お別れをさせていただいたことを、皆様方にご報告をしておきたいと思っております。

それから、今日の新聞にむこう3ヶ月間の気象状況が気象庁から発表されておりました。今年の冬は異常なまでの寒波が到来するのではないかという予想がされております。これは、シベリヤ低気圧が非常に強い勢力を保っているそうです。とにかく沖縄本島まで南下する寒気が大きく見えているようでございます。そういったことで早めの農作業をしたほうがいいのではないか、農作業の管理を十分注意したほうがよいのではないかという情報が、今朝の日本農業新聞にありました。皆さんも読んだと思いますが、ご報告しておきたいと思っております。

それから、平成28年度ながさき農林業大賞特別賞ということで大島地区の〇〇委員が「勝乃幸」の生産にご尽力いただいたということで特別賞を受賞されることになりました。〇〇委員におかれましては、手塩にかけて牛を県種雄牛にまで育てあげられたわけであります。このことは県としましても特別に表彰したいということでありますので、〇〇委員におかれましては授賞式にぜひ出席いただき、栄えある賞を受賞してほしいと思っております。どうかお体に十分お気を付けいただき、更に前進していただきますようご祈念申し上げます。

そういったことで、今日も次第に則って議事進行いたします。どうか慎重なるご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、5番委員、11番委員、16番委員、18番委員、26番委員、28番委員、30番委員、32番委員より欠席の届出がっております。よって、出席委員は委員定数32名中23名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長にお願いいたします。

#### ○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、8番委員と9番委員にお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年10月期の会務報告と平成28年11月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年10月期の会務報告と平成28年11月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(10月会務報告、11月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度11月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年11月25日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成28年11月25日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。

(議案第33号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案34号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が完了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

10月14日午後、事務局、地元委員、申請人代理人と現地調査をしたところです。ただいま事務局から説明があったとおりですが、申請地の西側に共同墓地がございます。葬儀や供養もろもろの折のお墓参りの時に、農道に縦列駐車をされまして、大変危険な状況にあります。今、北松農業高校から国道あるいは国道を通過いたしまして市役所までのメイン道路となっているところでありまして、大変通行量も多いということがございます。従いまして、申請者が農地の提供をされて、ここに共同墓地の駐車場を設置したいという申請でございます。農地としては、大変優れた農地でございますけれども、私達はやむをえないのではないかという判断をしたところでございます。以上です。

○議長

ただ今、事務局並びに立ち会われた関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委員

パワーポイントで映し出された図面がありましたが、説明では農地の左側だけ駐車場にするという説明だったと思いますが、田は一面全部転用するのでしょうか。後の転用の計画があると思うのですが、その説明がなかったと思います。

○事務局

今の議案は4条許可申請で駐車場への農地転用ですが、同じく5条許可申請で議案を上げていますので、ご説明したいと思います。

○議長

よろしいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
はじめに整理番号8番を除いた案件を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案35号1～7番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 7件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委 員

整理番号1番について説明いたします。先ほど事務局の説明にありまして、この件につきましては7月総会に農業振興地域除外申請がなされて承認いただいた所です。その折に、事務局と地元委員6名において現地確認を行いました。宅地への転用ということですが周囲の環境としてはなんら問題ないと考えております。隣接する家屋とは距離もありますし問題はないと考えております。また、家からの排水等につきましては浄化槽を設置し市道側溝に流すということで問題はないと思います。今後の人口減少の中で、将来、農業後継者として見込まれるのではないかと考えております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

○委 員

整理番号2番と3番をあわせて説明させていただきます。先ほど事務局から説明のあったとおり、風況観測するための観測塔を建てるということをございます。当日は譲受人と、関係業者、そして地元委員で立会いをしました。説明のとおり、今すぐではなくて、風況調査によっては、こちらの農地ではなく、将来は山林に風力発電所を建設するための風況調査ということです。ここから近くで上に登ったところに5基ほど風力発電が動いておりまして、風況がいいということの調査であります。当然、譲渡人2人の承諾はもらっておりますので、

なんら問題ないのではないかと話し合ってきたところです。また、実際、風力発電の計画をする時には、付近には牛舎がありますので、その辺の地域に十分説明することを委員から要望いたしました。今回は問題ないと確認しましたので、よろしくお願いします。

#### ○委員

整理番号4番と5番についてご説明いたします。10月14日に、地元委員、事務局、申請代理人と現地調査をいたしましたところです。4番の住宅建設につきましては、先ほどの事務局の説明のとおり、一部美容室設置ということで住宅兼店舗という形の建物を建築したいということでした。排水につきましては、農道の横にございます既存の排水路に流し込むそうです。それから日照につきましては周囲は農地でございますが、譲渡人の所有地であり、なんら問題はないと判断しております。

次に整理番号5番でございますが、今申し上げました整理番号4番への私道設置ということの申請です。「議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番とともに、地元委員とみてきたわけでございますが、やむを得ないという判断をいたしましたところです。ご審議よろしくお願いします。

#### ○委員

整理番号6番の補足説明をいたします。10月14日午後、事務局、地元委員、申請代理人と現地確認を行いました。この土地の半分は昨年度に農地法第5条申請が出た所で、譲渡人は同じなんですが、残り半分の申請がでています。事務局の説明のとおりですが、土地のすぐ前には道路、側溝がありますし、合併浄化槽を設置するという事です。また、裏に畑がありますけれど、譲渡人の土地ですので問題ないと確認してきました。ご審議よろしくお願いします。

#### ○委員

整理番号7番の補足説明をいたします。今回の譲受人の農地は昨年までは遊休農地ということで相当草も伸びていましたが、スライドは牛舎を建てるということで草を刈った後で、こういう状況になっています。譲受人につきましては、昭和48年頃に補助事業で造った牛舎を買って牛を飼育していましたが、建物が老朽化したこともあり、今回補助事業で牛舎を建設するという事です。この農地の上の方は山林とか遊休地がありますので、ここに牛舎を建てれば遊休地解消になりますし、将来的に増頭するにも上のほうに広げることができるという立地条件でありますので、全員一致でこの案件については問題ないと確認しましたので、ご審議よろしくお願いします。

○議 長

ただ今、関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○議 長

よろしいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、整理番号8番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

次に、同議案の8番を案件といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、27番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをご覧下さい。整理番号8番をご説明いたします。

(議案35号8番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

整理番号8番の補足説明をいたします。10月の現地確認の折には現地調査はしていません。先ほど事務局が申したとおり、7月期第4回総会の折、農業振興地域除外申請の折に現地確認をいたしましたし、内容を把握しておりますので、現地調査をいたしていません。隣接農地も譲受人の所有する農地ということもありますし、施設が出来たあかつきには、被害はそう発生しないのではないかと考えております。ただ、300メートル先に民家がございますが、その建物は譲受人の弟さんが居住されているところでございます。常識のある方ばかりですので、なんら問題にはならないのではないかと考えております。よって、生計の資本となる施設でございますので、やむを得ないと判断いたしましたところでございます。

○議長

ただ今補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について何かありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

○委員

整理番号8番に対する直接の質問ではありませんが、牛舎を建てる場合に、騒音などの環境問題がある時に、公共施設、大島では漁火館などの施設があった場合に、どれくらい離れていけばいいのか。そこの支配人の許可だけで済むのか。基準はあるのか。そのような場合に対する説明はないですか。

○事務局

施設から何m離さなければいけないとか基準はありません。ただ申請の折に被害防除計画を出してもらいますが、その場合に近隣の方の同意を絶対取らなければいけないということはありません。ただ何かあった場合は、申請者の方に責任以って対応してもらうということになります。これ以上離れていなければだめですという基準はありません。

○委員

以前に大島地区で牛舎を造っている時にですね、一応、牛舎のし尿がどうしても大雨のとき流れるので、牛舎から大きな浦まで側溝を個人的に海水まで持って行って欲しいとお願いしていたんですが、その時は、そうしますということで本人から話をもらっていたんですが、結局それを造らなかったために共同の池に行くもので、池自体が汚れてしまうんですね。そこらへんが、造ってしまった後でやり直せと言えないので、ある程度基準があるのか確認をしました。

○事務局

個々のケース対応になると思います。実際、民家に影響があるなどの場合は周りの方に同意とかいただいでいかなければいけないと思います。ただ全部が全部しなければいけないというわけではないので、個人、個人のケースで対応させていただきたいと思います。

○議長

他にございませんか。

○委員

以前にも話しましたが、牛舎を建てて規模を大きくすることは喜ばしいことと思います。仕事の関係であちこち行くので、時々、上に牛舎があるから汚水が自分の所に流れてきて井戸水が使えなくなったと聞くことがあります。この案件に関してはどのようにしているのかお尋ねします。

○事務局

被害防除計画でいただいているのは、自然発酵による堆肥化して使うと聞いています。先ほど説明にもありましたが、周囲は全て譲受人の農地ですので、そういう問題はないかと思われまます。

○委員

わかりました。

○議長

ほかにありませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番につきまして、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、原案のとおり決定いたします。それでは27番委員の入場を求めます

(入場を確認してから)

《 議案第36号 非農地証明願について 》

○議 長

次に、議案第36号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。議案第36号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第36号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第36号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

整理番号1番について補足説明いたします。10月14日午前中、現地調査をいたしました。事務局、北部地区委員、申出人代理人で確認したわけですが、確かに申請農地は最後まで作ったのが畑だったと記憶しています。以前仕事の関係で行ったことのある農地でありました。確かに昭和63年までは芋と麦を作付けされておりました。それ以降が荒れたんではないかと思えます。側を通る道は、以前は砂利道で細い道路が走っていて、池がありまして、その下に田がありました。それが、住宅地になり拡張され、また道が出来て、池が半分埋め立てられましたので、水が出ない、汚水が来るということで、田んぼをやめられたと思えます。現在は猪の巣になっております。私が歩いた所も猪が作った道を歩いていったわけで、とても農地として使える状況ではないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第36号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第36号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第37号 第7回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

それでは、議案第37号「第7回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第37号「第7回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書9ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書11ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第37号「第7回農用地利用集積計画(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第37号「第7回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第37号「第7回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成28年度10月期、第7回総会を閉会いたします。

— 午前10時35分終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 大地のめぐみ平成28年11月第15号(案)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成28年11月14日

会 長 丸 田 保

8 番委員 本 山 勝 茂

9 番委員 古 里 時 夫